

## 葛飾区都市計画マスタープランの改定について（検討状況）

平成22年9月22日

葛飾区都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）は、都市計画法の規定により、平成13年7月に20年後の本区の将来像を展望した基本的な方針として策定した。

策定後、国や東京都においてまちづくりの関係法令や関係計画が改定されるなど、新たな都市づくりの方針が示されるとともに、工場跡地における大規模開発や、駅周辺のまちづくりが進展するなど、区のまちづくりを取り巻く状況が大きく変化していることから、平成20年度より、都市マスの改定に向け、取り組みを進めてきた。

第二回定例会所管委員会において、各地域の将来像・まちづくりの基本方針・整備方針図の勉強会としての素案などを中間報告し、引き続き、策定委員会などにおいて、全体構想の改定に向けた検討を進めているところであり、その検討状況等について報告するものである。

## 1 全体構想（たたき台）

アンケート調査（平成21年6月所管委員会報告）や、地域別勉強会での意見などをもとに、策定委員会における検討（これまでに5回開催）を進め、別紙「資料1」の全体構想（たたき台）として取りまとめた。

※ 説明資料：全体構想（たたき台）改定のポイント（資料2）  
方針図等新旧対照表（資料3）

## 2 今後の予定について

- |                    |                        |   |
|--------------------|------------------------|---|
| 平成22年12月           | 第四回定例会所管委員会            | ・ 都市計画マスタープラン素案について（報告）<br>・ パブリックコメントの実施について（報告） |
| 平成22年12月<br>～23年1月 | パブリックコメントの実施、地域別説明会の開催 |   |
| 平成23年 3月           | 第一回定例会所管委員会            | ・ 都市計画マスタープラン案について（報告）<br>・ 都市計画審議会への付議について（報告）   |
| 平成23年 5月           | 都市計画審議会への付議            |   |
| 平成23年 6月           | 第二回定例会所管委員会            | ・ 都市計画マスタープランについて（報告）                             |
| 平成23年 7月           | 公表                     |   |

## 全体構想（たたき台）改定のポイント

## ■ 序章（P1～4）

- ・ 目標年次を平成42年に変更する。

## ■ 第1章（まちづくりの主要課題：P5～10）

- ・ 近年のまちづくりに関わる潮流である（1）地球温暖化への対応、（2）人口減少時代における少子高齢化への対応、（3）安全・安心まちづくり、（4）市街地の質の向上を改定の視点とする。
- ・ 上記潮流を念頭に、①都市防災に関する課題、②人口関連及びコミュニケーションの課題、③環境に関する課題、④都市景観関連の課題、⑤産業関連の課題、⑥土地利用関連の課題、⑦道路・交通関連の課題、⑧河川関連の課題、⑨緑とオープンスペースの課題、⑩住宅・住環境に関する課題を整理した。

## ■ 第Ⅱ章（マスタープランの基本方針：P11～26）

## ○ まちづくりの基本理念（P13）

- ・ ①誰もが安心・安全に暮らせるまち、②地球環境に優しい潤いのあるまち、③歴史・文化が息づくまち、④生き生き住み働けるまち、⑤若者・ファミリーが魅力を感じるまちを継承する。

## ○ まちづくりの目標（P14）

- ・ 『安心して住み憩い働き続けられる 川の手・人情都市かつしか』を継承する。

## ○ 全体構想（P16）

- ・ 川の手・人情都市かつしかを形成する方針として、①安全まちづくりの方針、②人にやさしいまちづくりの方針、③コミュニケーションを高めるまちづくりの方針、④環境と共生したまちづくりの方針、⑤景観まちづくりの方針、⑥産業活動を支えるまちづくりの方針を継承する。
- ・ 都市構造整備の方針として、⑦土地利用の方針、⑧交通体系整備の方針、⑨緑とオープンスペースの形成と魅力ある川への整備方針、⑩住宅・住環境整備の方針を継承する。
- ・ 横軸である「川の手・人情都市かつしかを形成する方針」と、縦軸である「都市構造整備の方針」を踏まえた災害時の方針として、⑪復興まちづくりの方針を新たに項目として設ける。

## ○ 地域別構想（P17）

- ・ 地域別の勉強会を踏まえ、地域の将来像及びまちづくりの基本方針を修正する。

## ○ 将来都市構造（P18～26）

- ・ 将来都市構造の基本的考え方である「分節型・多核連携型の都市構造」を継承する。

## □ 多核連携型都市構造の形成

## ▽ 拠点の配置

## ★ 都市機能集積拠点

- ・ これまでの「生活拠点」を、都市機能の集積状況に応じた分類に改め、「都市機能集積拠点」とする。
- ・ 駅乗降客数や小売業年間販売額、500m 駅圏事務所床面積、今後の計画などから、「広域複合拠点」、「広域生活拠点」、「地域生活拠点」、「広域行政拠点」の4つに分類する。

- ・『広域複合拠点』：新宿六丁目における大学を中心としたまちづくりや南口の再開発が進んでいる「金町駅周辺」と、南北自由通路の整備や駅周辺のまちづくりの検討が進んでいる「新小岩駅周辺」を位置づける。
- ・『広域生活拠点』：これまでに引き続き「亀有駅周辺」と、成田新高速鉄道の開通、開かずの踏切の解消などを契機に、新たなまちづくりの検討を進めている「高砂駅周辺」を位置づける。
- ・『広域行政拠点』：公的施設が集積する「立石駅及び区役所周辺と青砥駅周辺の一部」を位置づける。
- ・『地域生活拠点』：綾瀬駅及び他の私鉄駅周辺を位置づける。

#### ▽ ネットワークの形成

- ・水と緑ネットワークの形成：地域別勉強会の意見を反映し、新たに中川・新中川の沿川を「水辺の賑わい・交流ベルト」として位置づける。

#### □ 分節型都市構造の形成

##### ▽ 身近な生活圏・市街地環境の維持・改善・整備

- ・駅を中心とした身近な生活圏として、ゾーニングを変更する。

### ■第三章（全体構想：P27～88）

#### 1 安全まちづくりの方針（P28～34）

- ・これまで震災への対応として記述していた「都市復興」に関する記述を、新たな項目を設けて記述する。
- ・地域別勉強会で最も意見の多かった「水害への対応」として、人工的な高台化の整備などの記述を充実するとともに、新たに「地下施設への浸水対策」を加えるなど、水害対策を強化する。
- ・安全まちづくりの方針図を、震災編と水害編に分割し表示する。

#### 2 人にやさしいまちづくりの方針（P35～38）

- ・バリアフリー新法の理念に基づく修正を加えるとともに、次世代を担う子どもたちの視点に立ったまちづくりの方針を新たに記述する。

#### 3 コミュニケーションを高めるまちづくりの方針（P39～42）

- ・現行都市マスでは、IT化による電子区役所の実現にむけた記述が主体であったが、本区のまちづくりの目標としている「人情」を改めて見直し、人（人と人）と情（情報）の2つの観点からまちづくりを進めることを新たに加えて記述する。
- ・人と人を結びつける手段の一つとして情報通信技術（IT）とコミュニケーション（C）を活用したユキピタス社会への取り組みを図ることを記述する。

#### 4 環境と共生したまちづくりの方針（P43～47）

- ・低炭素社会の実現に向けた取り組みとして、環境に配慮した交通システムの形成や低炭素型のエネルギーシステムの導入などを新たに記述する。

#### 5 景観まちづくりの方針（P48～52）

- ・景観の考え方を整理し、都市の骨格となる景観形成（大景観）、地域特性を生かした街並み形成（中景観）、個性ある景観資源の保全・再生（小景観）に分類する。
- ・景観法に基づく、景観計画の策定、景観条例の制定などの取り組みを検討することを新たに記述する。

#### 6 産業活動を支えるまちづくりの方針（P53～55）

- ・新たに観光まちづくりの推進を加えるとともに、大学との連携による地域産業の活性化を図ることなどを記述する。

## 7 土地利用の方針 (P56~62)

- ・コンパクトなまちづくりの実現を土地利用の基本的な考え方として記述する。
- ・土地利用の特性に応じた建物高さの検討を行うことを新たに記述する。
- ・大規模工場の移転等に伴う土地利用転換に対応するための記述を加える。
- ・地籍調査の取り組みを積極的に推進することを記述する。
- ・将来のまちづくりを見据え、土地利用の考え方を整理し記述する。

## 8 交通体系整備の方針 (P63~71)

- ・道路整備方針図を、既決定の都市計画道路と構想路線に分割し表示する。
- ・構想路線を、災害が発生した場合の、復興計画策定の方針とすることを記述する。
- ・新金貨物線を都市ストックとして活用、検討することを新たに記述する。
- ・コンパクトシティの実現のため、公共交通の結節点となる駅と住まいを最短で結ぶバス路線網を充実することを新たに記述する。
- ・自転車交通網の整備や駐車場・駐輪場の整備についての記述を充実する。

## 9 緑・オープンスペースの形成と魅力ある川への整備方針 (P72~78)

- ・これまでは、区民一人当たりの公園整備面積5㎡の確保を当面の目標としていたが、新たな緑とオープンスペースの形成に向けた長期目標として、都市公園法の目標値である区民一人当たりの公園整備面積10㎡を念頭に公園などの確保を目指すとともに、身近な公園の充足に努めることとする。
- ・魅力ある川への整備方針として、治水面での取り組みや親水性に配慮した取り組みを強化するとともに、新中川、大場川、水元小合溜を新たな項目を設けて記述する。

## 10 住宅・住環境整備の方針 (P79~82)

- ・若者世代(子育て世代)の定住や多世代が暮らせるまちづくりを基本的な考え方として、全体的に修正する。
- ・三つの柱として、①持続可能な地域社会を構築するための「多世代が安心して快適に暮らすことができる住まいづくり」、②住宅の長寿命化など住宅ストックを重視した「次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくり」、③人口定着を図るための「葛飾らしい魅力ある住環境づくり」により構成する。

## 11 復興まちづくりの方針 (P83~88)

- ・東京を含む首都圏では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率が極めて高いことから、万が一災害が発生した場合の方針として、「復興まちづくりの方針」を新たな項目として記述する。
- ・葛飾区震災復興マニュアルを踏まえた復興計画の策定について記述する。
- ・地域特性を踏まえ、取り組むべき事業手法のイメージを記述する。